

個人情報保護に関する判例の傾向

法学研究科公法学専攻博士後期課程3年

始澤 真純

【要旨】

本稿では、プライバシー権と、個人情報の関わりについて検討する。「ベネッセコーポレーションの個人情報漏えいに関する事例」と、「早稲田大学講演会名簿提出事件」の二つの事例を手掛かりに、氏名・住所などの個人情報保護の必要性について論じる。その際に、プライバシー権の自己情報コントロール権と共に、個人情報およびプライバシーの財産的価値にもわずかながら焦点を当てた。

氏名・住所は個人を識別するための情報であり、知人・通学先・勤務先など、一定の人間関係には公開されている。これらの情報は、本人を識別するための情報であるが、その重要性・有益性から個人情報であると考えられる。それゆえに、その公開すべき範囲や相手を決定する権利は、本人のみが有するとされる。自己情報コントロール権の観点から、氏名・住所などは個人情報として保護され、たとえ公開された実害がなくとも、本人が不安・不快を感じれば、その情報の公開は違法性となる。

【キーワード】

プライバシー、私事の秘匿、自己情報コントロール権、「ベネッセ個人情報漏えい事件」、「早稲田大学講演会名簿提出事件」

I. 問題の所在

現在の情報化社会の中で、プライバシー権は変化しつつある。かつては、プライバシー権とは一般的には「私事の秘匿」と認識されていたが、現在では、「自己情報コントロール権」としての面が注目されるように、その求められる保護の在り方も変化している。その一つが、「個人情報の保護」である。

氏名・住所などの個人識別情報は、既に知人・通学先・勤務先など、一部には公開されており、たとえその情報が公開されたとしても、当該人物に実害はないかもしれないし、当該

人物の社会価値が低下したりすることもないかもしれない。しかし、本人が、情報の保有者に対し、自身に関する情報をどのような形で利用を求めるか、という要望は保護されるべきであろう。それは、「自身に関する情報を誰に公開するか、どの程度公開するかを決定する権利」という自己情報コントロール権の側面の一つである。実際に、ある人物の住所・氏名・趣味・嗜好・財産などは、企業にとっては非常に価値のある情報である。企業は販売のために顧客の情報をを用いることも可能である。このように、プライバシー権は金銭的価値も有するため、住所・氏名・電話番号などの既知情報は、プライバシーとして保護されるのかという問題が生じる。

本研究では、「企業にとって富の源泉」・「金に換えられる情報」¹とも例えられる個人情報と、プライバシー権について検討する。その中でも、氏名・住所などの個人を識別するための情報の第三者へ公開についての問題を、「早稲田大学講演会名簿提出事件」と、「ベネッセコーポレーションの個人情報漏えいに関する事例」の二つの事例を手掛かりにして考察する。この二つの事例は、本人の承諾なく、第三者に氏名・住所などの自身に関する情報を公開したことが違法とされた事例である。前者は最高裁で初めて本人に承諾のない個人情報の公開が違法とされた事例であり、後者は、最高裁において企業が収集した顧客情報の第三者への無断提供が初めて違法とされた事例である。両者ともに画期的な判断がなされ、以後の同種の事例に大きな影響を与えた。この二つの事例を中心に、個人情報保護とプライバシー権について、自己情報コントロール権の関係性と、その財産的価値について論じることとする。なお、個人情報保護法についての詳細な研究は次稿とし、本研究では必要な範囲の引用にとどめる。

Ⅱ. 個人情報保護とプライバシーの関係

1. 日本におけるプライバシー権——「私事の秘匿」・「自己情報コントロール権」・「個人情報の保護」

従来欧米ではプライバシー権について、所有権の絶対性や、私的領域の排他性²などにその根拠を求めていたが、日本ではプライバシー権とは「宴のあと事件」（東京地判平10・1・21判時1646・102）のように「私事を秘匿する」ということを中心に論じられてきた³。しかしその後、自己決定権が大きく主張されるようになる中で、伝統的プライバシー権である「一人にしてもらう権利」という在り方の権利の保護を求めることに加え、本人の承諾なく自身の重要な情報を第三者に提供されないことや、無断で実名などを利用・公開することを許さないなどの主張が求められた。これらは自己情報コントロール権と解することもできる⁴。

例えば、個人の情報の統制は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月23日成立・同月30日公布）で具体化されている。その中では、情報の第三者への提供が禁じられている（第2条4の7、第18条の4、第23条以下）。個人情報保護法は自己の開示請求（第2条・第23条

など)を要求している点で、自己情報コントロール権を認めることに前進している⁵。しかし、個人情報保護法は行政側が事業者を取り締まるための基準を定める法律である。殊に、センシティブ情報の場合は、情報主体の明確な同意を取らない限り違法性は阻却されない可能性があることにも留意しなければならない⁶。そのため、同法をもってして個人情報十分に保護されるかは疑問である。

以上のことを背景とするためか、現在、プライバシーに関する訴訟の主要因は、「表現の自由と個人の権利(名誉・プライバシー)の衝突」から「自己の情報について本人の承諾のない第三者への開示・提供」と変化している。ちなみに「個人情報」と「プライバシー」について、厳密には異なるであろうこの二者だが、私事の秘匿を重要とする共通点はある。従来判例により保護されるプライバシーは、私生活・前科⁷・住所⁸・身体的特徴や疾病⁹・指紋¹⁰・容貌¹¹などである。これまでの判例で保護されたプライバシー侵害の事例を概観すると、その保護される理由は、その情報の公開が社会的地位の低下を招く危険性がある・不利益を被る危険性がある・他者に知られていないもしくは知られたくない情報である、などの理由がある。しかし、後に検討する「早稲田大学講演会名簿提出事件」では、住所・氏名などの情報が本人に承諾なく第三者へ開示されたことが違法とされた。

このように、私人の住所・氏名などの第三者への無断開示をプライバシー侵害とすることが、平成期から見られたプライバシーに関する事件の特徴である¹²。氏名・住所の公開は、即社会的地位の低下を招くものではないが、公開されたことで、その本人が不快・不安などを感じることもある。情報化社会である現在は、プライバシー権を「一人で放っておいてもらう権利」という伝統的な位置付けのみでなく、私的事項について決定を干渉されないという自律権ないし、情報の収集・管理・利用の在り方を自身で決定する自己決定権の意味で用いることが求められる¹³。付論として、個人情報とプライバシー情報との混同される傾向について、両者は全く同一のものではなく、個人情報保護法における個人情報とは、第2条1項にあるように、「生存する個人に関する情報」・「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」・「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされる。そのため個人情報とは、「生きている個人を識別する情報(個人識別情報)と結びつけられた情報全般を指すが、これはプライバシー情報よりもだいぶ広い。」¹⁴と定義することが適当であろう。

2. プライバシーについての財産的価値と保護の在り方

かねてより、プライバシー権を「財産権」として捉える考え方は存在していた¹⁵。しかし、その事例の多くは、有名人の顔写真・氏名の無断使用に関する内容だった。有名人の写真を用いると、それが宣伝効果をもたらし、より商品が売れるようになる、ということから、その有名人の「顔」に財産価値があるという肖像権の概念に近いものがあるように思われる。

伊藤氏は、英米のプライバシー権を紹介しながら、プライバシー権を財産権として基礎づける理論を紹介している¹⁶。この利点は、プライバシー権を財産権として位置付ければ、金銭で解決できる問題として権利侵害が認定しやすい¹⁷。しかしその反面、金銭賠償の際に賠償額の評価が困難であることや、肖像権と切り離せない、という欠点も有している¹⁸。

プライバシー権を財産権として扱うことに関して、著名人の顔写真を用いる宣伝効果は、本項で考察する「個人情報をもつ財産価値」とは少々異なる。前述したように、企業にとって個人情報に価値を見出す理由は、人々の氏名・住所・連絡先・趣味などの情報を知ることが、販売のヒントになる可能性があるためである。後述するベネッセの事件の原告も、頻繁にダイレクトメールや勧誘を受けていた。企業は無作為に電話をかけたりダイレクトメールを送付したりするよりも、その商品に興味のありそうな年齢や趣味をもつ人に送付できれば低コストで効果が高いためであろう。近年普及したインターネットや「事務作業のコンピューター化」は、氏名・住所に限らず、個人の行動に関わるデータを収集し、個人に的を絞ったマーケティングや広告、サービスの向上や新ビジネスの創造に生かされるようになった¹⁹。有益なことも多い反面、熾烈な企業間の競争においては、倫理的な規制を課すのみでは私人への保護は貫徹され得ず、企業の規模が拡大するほどに、個人の保護のため、私事を保護する必要が増大する²⁰。その一つが、前述した個人情報保護法である。なお、個人情報保護法との関係について、罰則規定（第82条）なども定められ、データ消去義務（第19条）や、本人に承諾なき第三者への個人識別情報の公開・提供（25条・26条）も禁じられているが、いずれも罰則は軽微である。

これまでは、氏名・住所・電話番号などはプライバシー保護の対象となる「私生活上の事実」に該当しないという考えが支配的だった²¹。さらに、氏名や住所などの顧客情報は、「企業の財産」という側面が強かったが、個人の権利利益保護を目的とする個人情報保護法が制定されれば、個人情報の有用性にも配慮する必要が求められるため、「顧客情報を会社の財産として自由に取り扱うことは許されない」ということが明確化される²²。例えば、ある企業のサービス利用のため、自身の住所や氏名などを提供することは、あくまでそのサービスを利用するためである。対して企業は、顧客データ管理やサービスの提供の目的以外に情報を利用したりすることは、「自分に関する情報をコントロールする権利」としてプライバシー権を把握するなら、その権利が侵害されていることになる²³。

現在、消費者の情報は大きな財産価値を有する。プライバシー権を「個人が所有する情報に対する権利」²⁴と定義づければ、「情報を自らコントロールする権利」・「自身が情報の使い道を決定する権利」など、財産上の価値と関連付けることも考えられる。現在日本においては、「プライバシー権は、人格権であるか財産権であるか」という論議が行われている²⁵。しかしながら、プライバシー権を「財産権」認めることは難しく、個人情報については、「純粋な契約法上の債券関係」²⁶として捉える考え方も存在する。私見としては、プライバシー権

を直接に、「財産権」とすることは困難であるが、その個人が保有する情報は、「企業にとって財産価値を有する」と捉える事が妥当であると思われる。

以上の事をふまえ、事項より自身に関する情報の公開の決定および、「早稲田大学講演会名簿提出事件」と、「ベネッセコーポレーションの個人情報漏えいに関する事例」から、個人情報の漏えいや第三者に関する情報の開示に関する問題を考察する。

Ⅲ. 事例紹介とその検討

1. 「早稲田大学講演会名簿提出事件」（最判平15・9・12民集57・8・973）

(1) 事件の概要

1998年11月28日に、早稲田大学の講堂において、江沢民中国国家主席（当時）による講演会が予定された。参加希望者は氏名（在學生は氏名と学籍番号も含む）・住所・電話番号の事前登録が求められた。大学は当日の警備を万全なものにするため、警視庁に警備を依頼し、警視庁の要請に応じて、参加申し込みを行った学生・教職員・一般招待者・プレス関係者など合計約1400人の名簿を提出した。なお、事前登録の際には、当日の金属探知機の使用や手荷物検査が行われることについての告知はあったが、参加者名簿が警視庁に提出されるとの告知はなかった。

講演会当日、一部の学生がヤジを飛ばしたり、講演会に反対する垂れ幕を立てた抗議などを行った。その学生らは建造物侵入・威力業務妨害の嫌疑により現行犯逮捕され、本件講演会を妨害したことを理由として大学から譴責処分が付された。処分された学生らは、本人に承諾なく氏名・住所などを警視庁に公開したことはプライバシー侵害であるとして損害賠償を請求すると共に、大学が逮捕に加担したため本件処分は違法・無効であるとして謝罪を求め提訴した²⁷。これに対して大学側は、名簿提出は当日の警備を万全に行うためとの正当な理由に基づく行為であって違法性がなく、名簿提出は参加者の黙示的同意あるいは推定的同意があったことから、学生へのプライバシー権侵害はないと述べている。

本件争点は、①本件名簿に記載された氏名・電話番号・住所などは法的保護の対象となるか、②本件名簿の提出はプライバシーの侵害に当たるか、の二点である。第一審（東京地判平13・10・17民集57・8・994）は、学生側の請求が棄却された。その理由は、①氏名・住所・電話番号は、社会生活を営む上で一定範囲の者に知られ日常的に利用されている情報であり、個人の自律的存在に直接関わる情報（思想信条・前科前歴・負債・病歴・学業成績・社会的身分などの情報）と比較すると開示されたくないと感じる度合いが低いこと、②本件学生が氏名・住所など記載された名簿を警視庁に提出することに同意していたとは言い難いが、当該開示行為に正当な理由が存在し、その目的が社会通念上許容される場合には、違法性がなく、不法行為責任を負わないと判断すべきである、とされたためである。第二審（東京高判平14・7・17民集57・8・1045）でも同趣旨が述べられているが、本件名簿の第三者への提

供については、「学生らの心情等に対する配慮に欠ける面があった」と大学側の情報管理・運営の問題が指摘された。

(2) 判決

「…本件を東京高等裁判所に差し戻す²⁸。…本件個人情報、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。…プライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

(3) 検討

本件は、住所・氏名などの個人を識別するための情報が、個人情報として保護されるかを最高裁で論じた初の判決である。その中で、大学側の学生に関する情報管理及び運用の問題点や、個人識別情報に関する留意点が示された。プライバシー権侵害に関する比較的新しい事例である本件の特徴は、プライバシー侵害を認定した理由について、表現の自由との対立や利益衡量を検討していないことである。以下、本件において論点とされた①公開された学生の氏名・住所が個人情報として保護されるか、②大学が第三者に本人に承諾なく氏名・住所を公開したことはプライバシー侵害となるか、の二点について考察する。

①公開された学生の氏名・住所が個人情報として保護されるか

本件においては、第一審・第二審・最高裁で結論が異なる。これには、開示行為と開示目的の関連性がある。本件で参加者名簿を第三者である警視庁にて提出したことは、あくまで警備上の安全を図るためであり、利益目的ではない。しかし、警視庁への名簿提出は、事前に学内にその旨を掲示したり、参加申込書に記載するなど、学生への事前の告知は容易であったことから、情報管理の問題も含んでいる。そのため、最高裁の判旨において、「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである。」とプライバシー保護を肯定的に判断するという解釈上の努力がうかがえる。さらに、学生の期待保護の点からも、最高裁は「上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」と判示されたように、学生の住所・氏名等情報を管理する者が本人に同意を得ずにこれを他人に公開したことが不法行為として「プライバシー侵害」となったとする初の最高裁判決であり、住所・氏名など秘匿されるべきことの必要性が必ずしも高い情報ではない個人情報・既に知られている情報であるにもかかわらずプライバシーにかかる情報として法的保護の対象となると明確に認めた。

本件及び前述した伝統的プライバシー権についての関わりを考察すると、「その個人空間にとどめおくべき情報の無断開示や個人空間への無断侵入を侵害行為とし、その人の生活の平穩権が乱されることを問題とする。そして、個人空間の支配下にあるこうした情報を、一般にセンシティブ情報と呼ぶ。」²⁹と考えられている。健康診断書・履歴書・生活相談記録などがセンシティブ情報とされ、開示請求ができるが、個人に関する情報はプライバシー保護のため、不開示情報・適用除外として開示対象から外される³⁰、とされているが、これが、保護されるべきプライバシーであるか、という問題が生じる。

本件で問題とされた氏名・住所などの情報はセンシティブ情報と比較すると保護度合が弱いとされたが、本件において権利侵害を認めたのは、下級審の判断との間に個人情報の保護水準について意識の違い・保護法益の理論構成に違いがあるためであろう³¹。プライバシーを「情報プライバシー」（個人に関する情報を秘匿し公開されない権利）と考えれば、以下のように、保護されるプライバシーの範囲の限定・具体化することも可能である³²。

本件においてプライバシー侵害を肯定するに当たり「開示」という文言を使用してプライバシーを定義した。このように、「情報コントロール権」の問題において、情報収集・管理の面も論じるべき重要な課題の一つであるとされた。判決の構成で、旧時代のプライバシー

侵害の要件である「他人にはみだりに公開されたくない情報」³³と自己情報コントロール権と結びつけると、本人の同意を得ない情報公開は権利侵害になると考えられる³⁴。以上のことから、第三者不法行為の成立を認めている。このように、個人の承諾の有無に力点を置いて不法行為の成立を認めた意義は大きい³⁵。この理論の下でも、本件において中国元国家主席の講演会に申し込んだという事実は、思想や信条に関わる事例であるともいえるため、それを含めてプライバシーとして保護に値すると思われる³⁶。

②大学が第三者に本人に承諾なく氏名・住所を公開したことはプライバシー侵害となるか

本件はこれまでのプライバシーに関係する事例のように、私事の秘匿のみではなく、「自己情報コントロール権」を重視している³⁷。本件において、プライバシーの公開を「開示」と表している。重複するが、判旨において、氏名・住所などの単なる個人識別情報が本人に無断で公開されないという保護の対象となるかと共に、大学の情報管理の問題について言及されている。「個人が自己に関するこれらの情報を知る者を自らが許容する一定範囲の者に限定」しようとするのは自然なことであるとしたことが重要であり³⁸、プライバシーの「公表」にはその情報を知られたくない特定の者に対して開示する行為も含んでいると考えるものである。これは、自己決定権も関係していると思われる。

このように、自己決定権の面からプライバシーを考察すると、その情報のコントロールについては、個人についての情報の取得収集・保有・利用・伝播についても及ぶと考えられる³⁹。つまり、「自己情報コントロール権」とは、私的な秘密を隠すことではなく、誰に、そのような情報を公開するかという能動的・主体的決定が重視されるのである⁴⁰。そのため、本件で争われた単なる個人識別情報であっても、個人の承諾なく、その情報を第三者に公開した場合は違法となる。また、日本は情報の公開とプライバシーを密接に結びつけて考えているため、プライバシー権とは、社会的評価への影響を要件とせず、単に私事の公開による精神的苦痛の発生によりその侵害が成立すると解されてきた⁴¹。そのため、本件についても、自己決定権の侵害だけでなく、個人の感じる不安・不快などの感情も保護されているように思われる。現代の福祉国家化においては、「私事の公開を防ぐ」という考え方だけでは十分ではない。とりわけ、情報化社会においては行政や大企業による個人情報の管理・保有が問題となり、情報の保有者に対し、自身に関する情報の秘匿や適正な管理運用が求められる。つまり、個人に関する情報を秘匿するという消極的な権利だけでなく、積極的に開示する情報を決定したり、訂正や削除を求める請求権的観点も必要になる⁴²。

「個人情報開示行為の違法性が阻却されるか否かは、①当該個人情報の内容、性質及びこれがプライバシーの権利ないし利益として保護されるべき程度、度合い、②開示行為によりその個人が被った具体的な不利益の内容、程度、③開示の目的並びにその目的の正当性、有用性及び必要性、④開示の方法及び態様、⑤当該個人情報の収集目的と開示の目的との間の

関連性の有無、程度などの諸要素を総合考慮して、判断されるべきである」、と本件二審でも論じられた。そのため、学生側の意図しない相手に情報を開示したことなど、提示された条件や事情を考慮すると、本件情報はプライバシーと考えられる⁴³。これらのことから、プライバシーが保護される範囲とは、①秘匿性の高い固有情報に当たる情報が意に反し公開された場合・②秘匿性は低いが開示を予定されていない個人識別情報が意に反して公開され、私生活上の平穏が害されると評価できるような場合、とされている。この点から考えると、プライバシーの内実を為す理論とは、「プライバシー固有情報」⁴⁴（前科思想など秘していきたくない個人の情報）及び、「プライバシー外苑情報」である。しかし、情報それ自体はセンシティブ性は低い、情報化社会の中では「それが蓄積され効率的利用の対象とされるとき、個人の生活様式を裸にし、道徳的自律の存在としての個人を脅かす契機をはらんでいる」⁴⁵情報は保護されるべきである。本件において、学生に承諾なく第三者である警視庁に提供された氏名・住所が、間接的にでも本件学生の逮捕などに用いられたことは正当な個人情報の利用なのかという問題もある。

このように、個人情報を本人の権利として保護され得ると考えるなら、その本人には、情報提供の際に使用目的を限定する権利がなくてはならず、情報を収集する際には、収集者はその使用目的を限定しなければ、あるいは収集者が本人の意思を推定できるにも関わらず、それに反して情報を使用することは、不法行為となる可能性がある⁴⁶、本件訴訟の以前から指摘されていた。例えば、転居に伴って電話帳への氏名・電話番号、住所を記載しないよう求めていたにもかかわらず、電話帳に掲載されてしまった事例（東京地判平10・1・21判時1646・102）は、前述した「宴のあと事件」で示されたプライバシー侵害の要件を引き継ぎ、「いまだ知られていない電話番号」は、プライバシー権に属するとして、慰謝料の支払いを認めたことは、これは伝統的プライバシー権ではなく、自己情報コントロール権の範疇に入っていることが分かる⁴⁷。

つまり、保護されるプライバシーとは、秘匿性の高い固有情報⁴⁸に当たる情報が意に反し公開された場合だけでなく、秘匿性は低い、本人が開示を希望していない個人識別情報が意に反して公開され、私生活上の平穏が害されると評価できるような場合、と考えられる。特に、「早稲田大学講演会名簿提出事件」においては、その判断には、表現の自由との利益衡量や公開による実害の検討ではなく、情報収集・利用の目的の正当性や情報管理の不適切さが指摘されているのである。

2. ベネッセコーポレーションに関する個人情報漏えい事件（最判平29・10・23判タ1442・46）⁴⁹

(1) 事件の内容

2014年の6月頃より、(株)ベネッセコーポレーション（以下ベネッセとする）を利用した

顧客Yの元に、ダイレクトメールや勧誘が増加した。その情報はベネッセのサービスを受ける際だけに提供した、という顧客の訴えからベネッセが内部を調査すると、ベネッセの情報システムや運営を委託していたA社は、さらに複数の会社に業務委託をしていた。その業務委託先の1つであるB社の社員Xが、データベースからベネッセの利用者やアンケートに回答した保護者と子の氏名・住所・電話番号・メールアドレス・続柄・出産予定日などの情報を持ちだし、ダイレクトメールを扱う事業者に売却した。売却された情報は複数の名簿業者に転売され、ダイレクトメールなどに利用された。Xにより、のべ約2億1639万件の顧客情報が不正に持ち出された。

この事件において、ベネッセの顧客であるY（未成年の子とその保護者）が、氏名・住所などが流出したことにより、心当たりのないダイレクトメールや勧誘が増えて子どもが怖がっているなどの精神的苦痛を被ったとして、情報の漏えいはベネッセの過失として、ベネッセに対し、個人情報保護法第20・第21条・第22条などをもとに、従業員の管理と、管理責任と情報の適切な取り扱いと共に、条不法行為に基づき慰謝料10万円の慰謝料の支払いを求めた。ベネッセは、本件で直接情報を漏えいしたXとは別に情報を収集・管理しており、Yらの情報は漏えいしていない、と述べている。

第一審では、「本件漏えいによってYが迷惑行為を受けているか、財産的な損害を被っていないなど、不快感や不安を超える損害を被ったことについての主張立証がなされていないから、Xの主張は…理由がない」としてYの請求を退けた（神戸地裁姫路支部平27・12・2判時2351・1）。第二審（大阪高判平28・6・29判例時報2351・9）も同様である。なお、ベネッセは、情報漏えいについて、Yらの精神的苦痛を軽減する施策を今後も行い、仮に本件情報漏えいで精神的な不快感を被ったとしても法的に慰謝料が発生するものではない、と述べ、原審判決においては、自己の氏名・住所の漏えいや売却が通常一般人の感覚に照らし、不安・不快を覚える、とする一方で、「不快感や不安を抱いただけでは、これを被権利侵害として、直ちに損害賠償を求めることができないと解するのが相当である…本件漏えいにおいて、控訴人が迷惑行為を受けているとか、財産的な損害を被ったことについて、主張、立証はない。」とプライバシー侵害の具体的実害を重視し、情報漏えいの違法性を否定した。

(2) 判決

「原判決を破棄する。本件を大阪高等裁判所に差し戻す⁵⁰。…本件漏えいによって、上告人が迷惑行為を受けているとか、財産的な損害を被ったなど、不快感や不安を超える損害を被ったことについての主張、立証がされていない…本件個人情報は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ（最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、上告人は、そのプライバシーを侵害されたといえる。…しかるに、原審

は、上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。…以上によれば、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件漏えいについての被上告人の過失の有無並びに上告人の精神的損害の有無及びその程度等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。(後略)」

(3) 検討

本件は、顧客がベネッセの過失によって情報が外部に漏えいしたことにより、精神的苦痛を被ったと主張して、不法行為に基づき、慰謝料及び遅延損害金の支払を求める事案である。さらに、顧客の住所・氏名などの個人識別情報が、プライバシーにかかる情報として、企業の管理するコンピューターに登録された個人情報の漏えいが、プライバシー侵害に当たると最高裁が初めて論じた事例である。殊に、第一審・二審は判決に「プライバシー」という用語さえ用いず、氏名や住所などの情報が、法律上保護されるか否かについても言及がないが、本件には前記平成15年最高裁判決を引用され、プライバシー侵害を認定したことも留意すべきである。本項より、本件争点とされた企業の情報管理と共に、プライバシーに関する財産価値、プライバシー侵害に関する原告の不安・不快についてを中心に検討する。

①企業の情報管理とプライバシー保護の問題

前述した個人情報とプライバシーに関する事例についても、氏名・住所などが個人情報として保護されることとされている。つまり、住所・氏名などの個人識別情報は、法的に保護されるプライバシーとして認識されるようになっているのである。とくに、前記平成15年最高裁判決は、「宴のあと事件」で示されたプライバシー侵害を認定する三要件（①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある内容、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろう内容、③一般の人々に未だ知られていない内容）を検討せずにプライバシー侵害を認めていることが注目される。本件のベネッセの事件も同様であり、前記平成15年最高裁判決を踏襲する事件である。

国家や大手企業の保有する情報の開示・請求・削除を求めることは伝統的プライバシー権のみで対処することが困難である。そのため、自己情報コントロール権としてプライバシー権の概念を探り、その権利性を認めることが自己情報保護の観点からも適切である⁵¹。個人情報一度拡散されれば、現行法で規制することが困難である。本件は、氏名・住所などが

公開された際の対応策のなさを表面化させた事件であった。今ではあらゆるデータはプライバシー情報につながり、氏名・住所・電話番号と共に、Web閲覧歴・移動・購買のデータがあれば、本人の意図しないところで個人を特定や、個人の属性や行動パターンのプロファイリングにつながりかねない⁵²。

なお、前記平成15年最高裁判決では、名簿を提出されたことによる害が小さく、私生活の平穏が害されるおそれや具体的な侵害がないことで、学生の不快感が指摘できるか否かは疑問であるとされた⁵³。学生らが大学にのみ公開した私事を本人の許可なく公開された不快感を「信頼の保護」という形で救済したが⁵⁴、「提出された名簿は本件講演会に参加した学生たちである」という情報と警視庁が既に入手している他の情報とを重ね合わせて利用することに対する原告の懸念に対して、本判決は十分に対応しているとは言い難い⁵⁵。この点が、ベネッセの事例と異なる部分であろう。

個人情報第三者への開示を違法とする事例が増加した背景の一つには、これまで企業が蓄積してきた顧客データを、コンピューターの能力向上のためデータベース化することに成功し、大量のデータ処理と共に、二次利用が可能となったことが要因となっていると思われる。企業の情報管理の面から滝沢氏はプライバシーを考察し、①誤った情報の流布・②情報の流用・③情報の収集、というそれぞれの場合における不法行為の要件を論じている⁵⁶。このように、自己決定権の本質は、自身の保有する情報を誰に、どの程度公開するのかを決定する権利でもある。そのため、自己決定権の面から個人情報を保護することを考えれば、公的に知られていない情報の秘匿と共に、本人の承諾なき個人情報の取得・管理・利用・開示・提供も原則として本人の承諾を要するべきである⁵⁷。そのため、プライバシーの公的・社会的面のみに着目せず、情報の性質を考慮しながらプライバシー侵害か否かを判断するべきであろう⁵⁸。

「全ての人に知られたくない情報」の秘匿の必要性は当然とされる一方で、氏名・住所などの情報は、一定の人々には知られている・知られてもよい、という情報であるにもかかわらず、一定の人々には公開したくない、という側面をもっている。ベネッセの事件は、前記平成15年最高裁判決と同様に、プライバシーの概念・侵害の在り方と違法性を論じ、一般に知られている情報（住所・氏名・電話番号など）の本人の承諾なき「開示」をプライバシー侵害と捉えている。前記平成15年最高裁判決においても、大学が学生の氏名・住所などを第三者に開示したことがプライバシー侵害とされ、その判断には、表現の自由との利益衡量や公開による実害の検討ではなく、情報管理の不適切さが指摘されている。ベネッセを利用するために提供した氏名・住所などは、あくまでそのサービスを受けるための自身の情報の提供であり、この提供は他の事業者へ利用者の住所・氏名が公開されることの同意とは言えない。また、住所・氏名が他者へ公開されたり、サービス提供以外に利用されるは推定できず、利用者が求めることではない。なお、情報管理の問題において、「早稲田大学講演会名

簿提出事件」においては、警察から他者への情報の伝播可能性が低いことや、情報開示の目的は当日の警備のみということで、プライバシー侵害は認められるが違法性はない⁵⁹とされているが、ベネッセの事件においては個人情報の開示が違法とされているのは、情報の拡散による不快感と共に、社内の情報の管理体制の不備や、下受け企業への指導の不足があるためであろう。

②プライバシー侵害に関する原告の不安・不快

本件では最高裁では、前記平成15年最高裁判決を引用し、プライバシー侵害を認定したことも留意すべき事柄である。最高裁においては、住所・氏名などは個人情報として保護されるのかと共に、原審の審理不十分な点を中心に検討されている。本項より、顧客情報が無断で他者に開示された際の心情の面について考察する。

重要な点は、ベネッセの事例において、顧客情報が漏えいされた実害よりも、漏えいされた原告らの「不安・不快」という感情が考慮され、被告側の違法性が認定されている点である。これまでのプライバシー権に関する先例においては、被告の過失が認定されることによってプライバシー侵害が肯定されるという法律構成が採用されていた⁶⁰。しかし本判決は、被告の過失や損害の認定と関連付けずに原告に対するプライバシー侵害が肯定されているように、個人識別情報が漏えいしたという事実のみで、プライバシー侵害が肯定されているのである⁶¹。この判断の理由は、最高裁が示すように、個人情報の漏えいという違法行為と共に、原告側の不安・不快の面が強く関係していると思われる。個人情報の漏えいは直ちに私生活の平穏を具体的に侵害しないが、一度漏えいした情報は意に反する他者への公開の危険がある⁶²。前記平成15年最高裁判決においては情報の管理運営責任を中心に論じているが、ベネッセ事件では、情報が流用された際の不安・不快を強く指摘していることが特徴である。事実、プライバシーの問題は、物理的・金銭的な危害よりも、感情的苦痛・恥辱・怒りの感情を引き起こすものであり、人々は攻撃されやすくなり、安心が減じるという結果が生じる⁶³。

自身に関する情報の漏えいについては、「偶発的な『端緒』によって発覚しているのであるが、逆に言えばこのような事情がない限り、自分に関する情報が流れていることを知る機会はない。しかし、自分の知らないところで自分に関する情報が流れているのは気味の悪いものである。」⁶⁴と言及されている。これが最も的確に、この事件の原告らの心情を表わしていると思われる。プライバシーの侵害について、①原告が一人で他人から隔絶されて送っている私的な生活状態への侵入・②原告が知られたくない私的な事実の公開・③原告について一般の人に誤った印象を与えるような事実の公表・④原告の氏名又は肖像を、被告の利益のために盗用することの4類型に分類することができる⁶⁵。本件は、氏名・住所の公開を争った事例は、②の類型に当たると考えられる。公開後、即本人に実害や金銭的損害は生じない

が、公開されたことで当該人物が不安を覚えるためであると思われる。さらに、私生活の中への立ち入りを考慮すれば、①の類型にも該当する。私生活への侵入・侵害は、物理的な侵入行為に限らず、身体的安全と共に、生活の平穩に対する侵害も含むためである⁶⁶。

前述したように、本件を自己情報コントロール権と併せて考察すれば、原告の自身の氏名・住所などの情報を公開を決定する自己情報コントロール権を侵害したといえる。そのため、住所・氏名など、個人へのアプローチ可能とする情報のように、具体的な損害（個人生活への侵入）が発生する可能性のある情報については、その情報の利用の差し止めも検討されるべきである⁶⁷。一般的に、情報を漏えいしたことでの実害が、ダイレクトメールや勧誘のみ、ということは論じられているが、例えば、消費者の自宅に繰り返し電話勧誘があったり、ダイレクトメール送付が繰り返されることは消費者は大変な圧迫を受け、「自宅」という「私的領域」が犯されることになる⁶⁸。これは、度を越せば不法行為となる⁶⁹。この点から、悪戯電話などの不法行為を形成しているという以前に、情報漏えいにおいて、消費者に心理的圧迫を与えている点からも、氏名・住所などの漏えいが、実害がなくとも違法とされる理由となる。情報の管理責任の問題についても、前記平成15年最高裁判決の場合は、公開した相手が警視庁であり、さらなる情報の伝播可能性は少なく、目的も警備のためだが、ベネッセの事例の場合は、ベネッセが直接行ったわけではないが、情報を直接漏えいした人物の目的が金銭を得るためであったので、この「目的」の点も考慮されるべきである。

なお、本件は、プライバシー権の財産価値を直接的に論じず、プライバシー侵害の心理的面的について考察しているが、なお、顧客の情報を名簿業者へ売買したことについて、その顧客の氏名・住所の財産的価値には言及していない。本件被告が複数の名簿業者に売買したことで利益を得たということは、顧客の利用データには財産価値があったといえる。本件では、漏えいされた個人情報、氏名・住所のみではなく、妊娠の有無や、続柄なども漏えいしているため、家族構成なども推測することができる。このように、情報の項目が多いほどその人物の特定に役立ち、財産価値は高まり、個人情報はデータベース化して新しい情報が加わっていくことでその価値はさらに高まる⁷⁰。前述したように、ダイレクトメールを送付する場合でも、購買意欲をもつであろう年齢層などに送付することで低コストとなる。そしてこれは消費者にとっても有益であり、自身が関心のある情報を得ることも可能となる⁷¹。しかし、このようなプライバシー（趣味・趣向）が相手側に知られてしまうことの「予想社会」・「個別化社会」の怖ろしさが指摘されている⁷²。個人情報保護法の成立や、プライバシー意識の高揚で、名簿を入手することが困難になっていると思われる。本件の情報漏えいの問題点の一つに、子の年齢や生年月日が含まれていたことと指摘されている⁷³。成長する子の年齢に応じて、塾や英会話スクール・学資保険・進学資料などを的確なタイミングで送付することもできることに加え、漏えいされた情報と、実名登録されているユーザーの情報と照らし、本人と特定できればさらに多くの情報が入手でき、価値の高いデータが作成できる⁷⁴。残さ

れた課題として、本件も結果として、原告へのダイレクトメールが増加したことも考慮し、プライバシー権について財産価値を肯定することが、損害賠償請求額や個人情報の価値が見直されることにつながると考えられる。

このように、プライバシー権を広く捉え、「プライバシーの侵害＝不法行為」⁷⁵として、私生活を公開された人に不快・不安の念を覚えさせた場合には、プライバシーの権利侵害が成立すると考えるべきであろう。

IV. まとめと残された課題

本研究を総括すると、プライバシーの侵害とは、自身に関する不名誉な情報の公開（「社会的価値を低下させるような情報」）などの名誉侵害に類似する概念だけでなく、個人情報の保護も含まれる。重複するが、その人物に関する情報を、本人の承諾なく第三者へ公開することである。それは、個人情報が公開されたことに対する不安感のためである。そのため、自身に関する情報を提供して企業のサービスを受ける、という契約に伴う危険性を消費者が十分に認識していることが重要であり、その危険性に対する情報が不十分な状態で契約することは消費者にとっての自己防衛の機会を奪うことになるため、消費者の自己決定を実質的に保護するためにも、情報へのアクセスが必要となる⁷⁶。

現在、プライバシーという用語は一般国民にも定着しているが、前述したように日本におけるプライバシー権は、その権利紹介の黎明期に、私的情報を公開されないことが肝として紹介されてきたため、この日本における認識の在り方が、権利の定義や一般的認識、裁判による保障の在り方を形成させていると思われる。そのため以後は、伝統的観念である「私事の秘匿」という面からも、氏名・住所などの情報は、個人情報として保護されるべきである。

プライバシー侵害が深刻化する今日であっても、現在においてもプライバシー侵害に関する防止策が十分に講じられているとは言い難い。急激なコンピューターや機器の発達に比して、侵害の防止策や企業への倫理指導が遅れており、その賠償の額も十分ではない。そのため、個人情報の無断利用や漏えいの防止に関する法律の整備と共に、個人情報保護法など、プライバシー侵害を処罰する法律や一定のガイドラインも必要かどうかとも議論されなければならない。個人情報の適切な運営とプライバシー保護に関しては、企業の個人情報運用に関する指導はもとより、国民の正しい理解が必要になる。

1 浅川直樹「第2章 日本のプライバシー」大豆生田崇志・浅川直樹『プライバシー大論争 あなたのデータ、『お金』に換えてもいいですか?』54頁（日経BP社、2015）。

2 サムエル・D・ウォレン、ルイスD・ブランダイス（外間寛訳）「プライバシーの権利（一） - The Right to Privacy (4 Harv.L.Rev.pp.193 - 220 [1890])」法律時報350号 18頁以下

- (1959)。サムエル・D・ウォレン、ルイスD・ブランダイス（外間寛訳）「プライバシーの権利（二完）－The Right to Privacy（4 Harv.L.Rev.pp.193－220〔1890〕）」法律時報351号80頁以下（1959）。
- 3 日本では、プライバシー権といえば私的情報の公開という意味で理解されることが多いことから、プライバシーとは「情報プライバシー」という認識がなされている。阪本昌成『学術選書53 憲法 表現権利論』56頁（信山社、2011）。
 - 4 石井夏生利『個人情報の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点——』224頁（勁草書房、2008）。「みだりに前科等に関わる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益」があることを判示し、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。（ノンフィクション「逆転」事件：最判平6・2・8民集48・2・149）。
 - 5 開示が求められる以上、個人情報は企業の財産ではなく、「顧客情報」から「個人情報」への意識の転換が求められる。北岡裕章『漏えい事件、Q&Aに学ぶ個人情報保護と対策』51頁（日経BPセンター、2003）。
 - 6 同法を遵守すれば賠償を請求されないという免責的な法律ではないとされている。同上、67頁。
 - 7 「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから（最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第3小法廷判決・民集48巻2号149頁）、本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」（長良川リンチ殺人事件報道訴訟：最判平15・3・14民集57・3・229）と判示し、過去の犯罪行為はプライバシーとして保護されるとしている。前述したノンフィクション「逆転」事件最高裁判決では前科について言及され、判決文にプライバシー権という言葉はないものの、「みだりに前科等に関わる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益」があることを判示した。
 - 8 住所や氏名でも、それが有名人のものである場合は公表されることで個人の生活の平穩が害される可能性が高い場合はその公開は違法である。『ジャニーズ・ゴールド・マップ』（定価1万円）にジャニーズ所属タレントの住所などが詳細に記載されたことでプライバシー侵害が肯定され、書籍の出版・販売差し止めが認められた（ジャニーズ追っかけ本事件：東京判平10・11・30判タ995・290）。同様の事例に「タカラヅカおっかけマップ」事件（神戸地決平9・2・12判時1604・127）がある。
 - 9 小説の中で女性の顔面の腫瘍を鮮明・詳細に描写したことなどは、モデルとされた女性が特

- 定できる可能性があるため、公表された小説は、モデルとされた女性のプライバシーを侵害するなどの理由により差し止めとなった（『石に泳ぐ魚』事件：最判14・9・24判時1802・60）。
- 10 「指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。…」と判示した（最判平7・12・15刑集49・10・842）。
- 11 「個人の私生活の一つとして、何人もその承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する…警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条に反し、許されない。」（京都府学連事件：最大判昭44・12・24刑集23・12・1635）として容ぼう・容姿はプライバシー権の一種としての「肖像権」として、具体的権利性を認めた。
- 12 ①マンション購入に際して勤務先名称・電話番号を売主がそれらの情報を無断で第三者（マンション管理を委託する予定であった会社）に開示した事例（東京地判平2・8・29判時1382・92）、②調停離婚した元妻と子が、元夫に対して人格権に基づき面会交流審判における事件記録の写しや、子の精神的健康状態といった元妻と子のプライバシーに関する内容の文章を、裁判手続以外で第三者に配布し又は引き渡す行為などの差し止めを求める旨の請求をした事案において、第三者が子の小学校の担任教諭といった守秘義務を負うものであったとしても当該行為は正当化できるものではないとして、当該請求が認められた事例（東京地判立川支部平28・2・5判時2323・130）、③ウェブサイト上で、エステの無料体験等に応募した際に書きこんだ氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス・希望コースなどを入力し送信した後、インターネットの電子掲示板でそれらの情報が閲覧できるようになったことで、迷惑メール・悪戯電話を受けたりするなどの二次被害を受けたとして、被害者一人あたり慰謝料3万円と弁護士費用5000円の支払いが認められた（東京高判平19・8・28判タ1264・299）、④インターネット上のブログに裁判の判決書（裁判の相手方当事者の氏名・住所を公開した）を掲載されたことに対し、損害賠償を請求した事例（東京地判平23・8・29判例集未掲載）など。
- 13 松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法学セミナーNo.404 37頁（1988）。伊藤氏もプライバシーの側面の一つについて同様の見解を述べ、その内容として、服装を決定する自由・出産の自由・自己の生死を決定する自由などを例に挙げている。伊藤正己『憲法』230頁（弘文堂、1982）。
- 14 大谷卓史「プライバシーは財産なのか」情報管理vol.56 no10 719頁以下（2014）。
- 15 拙稿「我が国におけるプライバシー権の確立」東洋大学大学院紀要54集（39頁以下）（2017）での引用（末延三次「論説 英米法に於ける秘密の保護（一）——いはゆるRight to

Privacyについて——」法学協会雑誌第53巻第11号1頁以下（1935）・末延三次「論説 英米法に於ける秘密の保護（二・完）——いはゆるRight to Privacyについて——」法学協会雑誌第53巻第12号50頁以下（1935）では、プライバシー権を財産的側面から捉える事例が紹介されている。

- 16 伊藤正己『プライバシーの権利』13頁以下（岩波書店、1963）。
- 17 同上、53頁。
- 18 同上、54頁。
- 19 浅川直樹「第1章 なぜプライバシーは保護されるのか」大豆生・浅川・前掲註（1）、37頁。
- 20 伊藤・前掲註（16）、11頁。
- 21 松本恒雄「消費者法と個人情報保護法」ジュリストNo.1190 53頁（2000）。
- 22 北岡・前掲註（5）、40頁以下。
- 23 滝沢昌彦「情報・プライバシーと消費者」ジュリストNo.1139 60頁（1998）。
- 24 大谷・前掲註（14）、719頁。
- 25 石井夏生利「プライバシー・個人情報の『財産権論』—ライフログをめぐる問題状況を踏まえて—」情報通信政策レビュー2 28頁（2011）。
- 26 同上、3頁。
- 27 本件訴訟外に、講演会に出席した学生数名が、本件名簿が本人の同意なく警視庁に提出され、自身の氏名・住所に加え、講演会の参加が警視庁に知られたことが、プライバシー侵害・学問の自由の侵害・思想信条の自由を侵害されたとして損害賠償を請求した。この訴訟では、一審は、警視庁への名簿提出行為は、申込者のプライバシー権を侵害するが、一般人の感受性を基準として社会通念上許容されるべき限度内にとどまり、名簿提出の目的も正当であるため、その違法性が阻却され、大学は不法行為責任を負わないとし、学問の自由、思想信条の自由、人身の自由に対する侵害はないとした（東京地判平13・4・11判時1752・3）。正当な目的のため、違法性が阻却されるとした。二審では本件名簿提出は、申込者のプライバシー権を侵害し、事前に学生に名簿を警視庁に提出する同意を得ることは可能であったことからその違法性が阻却されず、大学は不法行為責任を負い、学生に対し1万円の慰謝料支払いを命じられた（東京高判平14・1・16判時1772・17）。
- 28 差し戻し控訴審（東京高裁平16・3・23判時1855・104）では大学側の学生に対するプライバシー侵害が認められ、慰謝料として学生一人当たり5000円の支払いが認められた。
- 29 船越一幸『情報とプライバシーの権利——サイバースペース時代の人格権——』128頁（北樹出版、2001）。
- 30 同上。
- 31 浜田純一「46 講演会参加者名簿の開示とプライバシー——早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件」別冊ジュリスト179号 メディア判例百選 95頁（2005）。

- 32 こちらの訴訟の一審において「個人に関する情報のうち、他者に知られたくない私生活上の情報個人に関する情報のうち、他者に知られたくない私生活上の情報」がプライバシーと考えられ、「いわゆる人格権に包摂される権利又は利益の一つとして」保護されると判示された。
- 33 前田陽一「民法12 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生のプライバシーの侵害」ジュリストNo.1296 93頁（2004）。
- 34 高佐智美「講演会参加者名簿の無断提出によるプライバシー侵害と違法性阻却」法学セミナーNo.588 118頁（2003）。
- 35 同上。
- 36 中山布紗「判例研究 個人識別情報の漏えいによる不法行為の成否——ベネッセコーポレーション個人情報漏えい損害賠償請求事件——（最高裁平成29.10.23判決判タ1442号46頁）」立命館法学2018（4） 267頁（2018）。
- 37 内藤正幸「講演会参加者名簿とプライバシー——早稲田大学早稲田大学講演会名簿提出事件」法学教室281号 147頁（2004）。
- 38 横田守弘「警察への講演会参加者名簿提出とプライバシーの権利」法学セミナーNo.567 108頁（2002）。
- 39 佐藤幸治『現代法律学講座5 憲法〔新版〕』410頁（青林書院、1990）。
- 40 山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由——ノンフィクション『逆転』訴訟を手がかりとして——」民商法雑誌第116巻第4・5号（1997）。
- 41 右崎正博「名誉・プライバシーと表現の自由—日本とアメリカ」法学セミナー1986年 10月号〔No.382〕 59頁（1986）。
- 42 松井・前掲註（13）、41頁。
- 43 杉原則彦「〔20〕 1 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名、住所等の所法は法的保護の対象となるか 2 大学がその主催する講演会に参加を申し込んだ学生の氏名、住所等の情報を警察に開示した行為が不法行為を構成するとされた事例」最高裁判所判例解説 民事篇平成15年度下 7月～12月分 490頁（2006）。
- 44 佐藤幸治「論説 プライヴァシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察（一）——比較法的検討——」法学論叢第86巻第5号 24頁以下（1970）。
- 45 佐藤幸治「第13条 個人の尊重・幸福追求」樋口陽一他『注釈 日本国憲法 上巻』294頁（青林書院、1984）。
- 46 滝沢・前掲註（23）、61頁。
- 47 船越・前掲註（29）、128頁。宴のあと事件において示された三要件（①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがら、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがら、③一般の人々に未だ知られていないことがら）がプライバシー侵害の要件とされている。その他、新しく

- 変わった電話番号は、「まだ知られていない情報」と判断された事例もある（東京地判平10・1・21判時1646・102）。
- 48 プライバシーの内実を為すものは、「プライバシー固有情報」（前科や思想など秘していきたい個人の情報）及び、「プライバシー外苑情報」とであるとされた。佐藤・前掲註（44）、24頁以下。
- 49 ベネッセの情報漏えいに関する事件は、本件以外にも千葉地裁平30・12・27金融・商事判例1564・38、東京地判決平31・4・25（判例集未掲載）、岡山地判平30・9・12（判例集未掲載）などがある。刑事事件では、本件被告であるXは不正競争防止法違反により逮捕された。一審は懲役3年6ヶ月、罰金300万円の判決が出されていたが（東京地立川支判平28・3・29判例集未掲載）、二審は一審判決を破棄し、懲役2年6ヶ月、罰金300万円に刑を減輕した（東京高判平29・3・21判例集未掲載）。
- 50 全員一致の判決。小貫芳信裁判官（裁判長）、鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官、菅野博之裁判官。
- 51 松井・前掲註（13）、38頁（1988）。
- 52 浅川直樹「第1章 なぜ『プライバシー』は保護されるのか」大豆生田・浅川・前掲註（1）、20頁。
- 53 開示先（＝警視庁）の性質から個人が感じた不快感をもって違法性を判断するのは困難であり、警察に住所・氏名を公開されたことによる不快感を救済したわけではない。上机美穂「個人情報とプライバシーの保護——『早稲田大学講演会名簿提出事件』を題材に——」法学研究年報第三十四号 196頁（2005）。
- 54 同上、202頁。
- 55 横田・前掲註（38）、108頁。
- 56 滝沢・前掲註（23）、59頁以下。
- 57 公的に知られていない情報の秘匿と共に、本人の承諾なき個人情報の取得・管理・利用・開示・提供も原則として法律の受権に基づいてのみ許される。松井・前掲註（13）、40頁。
- 58 同上。
- 59 横田・前掲註（38）、108頁。
- 60 中山・前掲註（36）、277頁。
- 61 同上。
- 62 第三者への個人情報の公開は生活の平穩を害する抽象的危険を包含する。杉原・前掲註（43）、488頁。
- 63 ダニエル・J・ソローヴ（大谷卓史訳）『プライバシーの新理論 概念と法の再考』249頁、251頁（みすず書房、2013）。
- 64 滝沢・前掲註（23）、60頁。

- 65 William L. Prosserによる分類を参照（California Law Review Vol.48 No.3, 1960）。
- 66 伊藤・前掲註（16）、82頁。
- 67 滝沢・前掲註（23）、60頁。
- 68 滝沢・前掲註（23）、61頁。
- 69 滝沢・前掲註（23）、62頁。
- 70 伴純之介「第2章 民間における個人情報保護」木村達也監修『狙われる！個人情報・プライバシー——救済方法の法律と実務——』136頁（民事法研究会、2005）。
- 71 山本龍彦『おそろしいビッグデータ 超類型AI社会』6頁（朝日新聞出版、2017）。
- 72 同上、7頁。同書5頁より、「個別化社会」の利点・注意点が述べられている。企業がユーザーの趣味思考を知れば、それに沿った個別化広告を送ることができる。これらは医療・教育の面においても有効に活用できる。
- 73 城田真琴『パーソナルデータの衝撃——一生を丸裸にされる『情報経済』が始まった』33頁以下（ダイヤモンド社、2015）。
- 74 同上。
- 75 竹田稔『名誉・プライバシーの企業秘密 侵害保護の法律実務』130頁（ダイヤモンド社、1976）。
- 76 滝沢・前掲註（23）、58頁。

About privacy and personal information protection —Study mainly on the “case of Waseda University” and “case of Benesse” —

SHIZAWA, Masumi

Abstract

This study relates to a right to privacy and personal information. I consider the need of the personal information protection to a clue by “Benesse case” and “a case of Waseda University”. Therefore I paid attention to the self-information control right and personal information protection and value in the property of the right to privacy.

The name, an address, the phone number is information to distinguish an individual. The information has been already known to the friend, school, work passing. However, the partner that anyone shows the information (including the name, an address, the phone number) has the right that only oneself decides. This is shown at the trial. An address, a full name, the phone number is important personal information. It becomes illegal even if harmless to the person if an exhibition of the personal information of the person gave uneasiness to the person.

Keywords : the right to privacy ,Concealment of the private affair, Personal information, Right to control one’s personal information , The case that “Benesse” leaked personal information (Association with the Personal Information Protection Law), The case that Waseda University submitted the list of the lecture participant to the Metropolitan Police Department without license.